

福岡市介護保険離島交通費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市介護保険離島交通費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号、以下「規則」という。）の規定によるほか、本要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、離島における居宅サービス等の円滑な提供を図るため、第4条に規定する地域に居住する居宅要介護等被保険者に対し、当該地域外に所在する指定居宅サービス等事業者が、居宅サービス計画等にもとづき第5条の居宅サービス等を提供した場合に、当該指定居宅サービス等事業者に対し交通費の補助を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅サービス等 介護保険法（以下「法」という。）第8条第1項の規定による居宅サービス、同条第14項の規定による地域密着型サービス、同条第23項の規定による居宅介護支援、第8条の2第1項の規定による介護予防サービス、同条の2第14項の規定による地域密着型介護予防サービス又は同条第18項に規定する介護予防支援をいう。
- (2) 居宅サービス計画等 法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。
- (3) 居宅要介護等被保険者 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (4) 指定居宅サービス等事業者 法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者及び法54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者及び法58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。

(対象地域)

第4条 交通の不便の度合いが高く、居宅サービス等の提供が不効率となることなどにより、居宅サービス等の確保が困難な次の地域（以下「対象地域」という。）とする。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域の指定を受けた西区玄界島及び西区小呂島。

(対象とする居宅サービス種類)

第5条 交通費の補助を行う居宅サービス等（以下「補助対象サービス」という。）は次の各号に掲げるサービスとする。

- (1) 訪問介護・介護予防訪問介護・訪問看護・介護予防訪問看護・居宅介護支援・小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・複合型サービス
- (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- (3) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表1に掲げる額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、補助の対象としない。

- (1) 利用者から交通費の支払いを受ける場合（補助対象サービス以外の事由で交通費の支払いを受ける場合を含む。）
- (2) 中山間地域等通常の事業実施地域を越える場合の加算を算定する場合

(補助の対象者)

第7条 この要綱に基づき補助金の交付の対象となるものは、対象地域に居住する居宅要介護等被保険者に対し、居宅サービス計画等に基づき補助対象サービスを提供した、対象地域外に事業所を有する指定居宅サービス等事業者で、本市の市税に係る徴収金に滞納がないものとする。なお、本補助金の交付対象事業所は公募により募集する。

(補助の対象期間)

第8条 補助の対象期間は、当該年度の4月1日（年度途中から補助対象サービスの提供を開始した場合は補助対象サービスの提供開始日）から翌3月31日とする。

(補助金の交付の申請時期)

第9条 補助金の交付にかかる申請書類の提出は、補助金の交付を受けようとする年度の6月末日までに、対象地域において補助対象サービスを提供する予定であることが確認できる書類及びその他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。但し、年度途中から補助対象サービスの提供を開始した場合及び市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(実績報告)

第10条 指定居宅サービス等事業者は、規則第14条の規定により実績報告を行おうとするときは、サービス提供実績を確認できる書類及びその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(規定外の事項)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(見直し)

2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則 (平成 13 年 4 月 1 日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 26 年 3 月 31 日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

別表 1

サービス 区分 対象地域	(介護予防)訪問介護・(介護予 防)訪問看護・居宅介護支援・ (介護予防)小規模多機能型居宅 介護(※)・複合型サービス(※)	(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)福祉用具貸与
	(1日あたり)	(1日あたり)	(1日あたり)
小呂島	3,520 円	10,560 円	3,520 円
玄界島	1,720 円	5,160 円	1,720 円

(※) については、訪問サービス利用時に限る。